

令和8年1月26日

長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士による

「相続・遺言・成年後見・空き家無料相談会&勉強会 in 南相木村」

第2 開催日時

令和8年1月16日（金）午後1時30分～午後4時30分

第3 開催方式及び会場

1 面談相談会

- (1) 会 場 南相木村役場
- (2) 実施形態 予約制
- (3) 相談時間 30分

2 勉強会

- (1) 会 場 南相木村役場
- (2) 実施形態 予約不要
- (3) 時 間 午後1時30分～午後3時00分（1時間30分）

第4 開催趣旨

昨今問題となっている所有者不明土地問題や空き家問題等に対応すべく法改正が相次ぐ中、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。それに伴い相続に関する相談が急増する中、長野県司法書士会は同年4月18日、長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」を締結しました。この協定の締結により、長野県司法書士会は長野県内すべての市町村と連携して空き家対策

と所有者不明土地等の社会問題の解決に向けた取組みを進めています。この取り組みの一環として南相木村で相続や遺言、空き家問題についての相談をお受けする出張無料相談会の開催を検討しました。

また、相続問題を解決するにあたり、遺言や成年後見、空き家問題が密接に関連するケースも少なくありません。それらの相談需要に応えるべく、成年後見制度に精通する一般社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部（以下、「リーガルサポート」）を加え、長野県司法書士会、リーガルサポート、南相木村の3団体の共催にて、出張無料相談会を開催することいたしました。

さらに、「相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について」と題し、長野県司法書士会の会員を講師とした勉強会も同時開催しました。

第5 開催結果

- | | |
|------------|-----|
| (1) 相談件数 | 1 件 |
| (2) 勉強会参加者 | 8 名 |

第6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した南佐久郡南相木村は、人口863人（令和7年12月1日現在）の東信地方の山間部に位置する地域です。前記第4開催趣旨にも記載しましたが、令和6年4月18日に長野県司法書士会及び長野県市長会並びに長野県町村会と締結した「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」に基づき、相続登記や空き家対策等の社会問題の解決に向けて市町村と連携する取組みの一環として無料相談会を開催しました。

本相談会は予約制とし、相談員（リーガルサポート会員）を1名配置しました。

本相談会は南相木村在住の住民のみを対象としており、南相木村には、周知広報に多大なるご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。一方で、相談予約件数は1件にとどまりました。

当会としましては住民配布用のチラシを作成し南相木村にお願いをして全戸

配布していただいたものの、予約件数は思ったほど伸びなかつたことから、相続登記の専門家である司法書士と市町村とが連携して相談会を開催することの重要性を住民の方にもっと知っていただくべく広報なども含めて対策の再検討も必要と実感しました。

一方、勉強会は、運営関係者も含めて8名の参加となりました。講師が参加者の皆様一人一人とコミュニケーションを取りながら勉強会を進めていった結果、講義中にほとんどの参加者の方から質問が挙がりました。講師も質問の都度、回答をする形式で講義を進めていき、講義終了間際まで参加者方からの具体的な質問もあったりといった流れの中、予定していた終了時刻から20分程超過したものの、参加者の皆様にも、南相木村のご担当者様にも大変満足していただき、運営側としても、講義形式で参加者が聴くだけの勉強会ではなく、参加者の疑問をリアルタイムで解消しながら講義を進める、今まで開催したことがない形で勉強会が開催できたことは、参加者の皆様にとって意義のある機会を提供できたのではないかと考えております。

相続登記の申請義務化がスタートしてまもなく2年を迎えるところですが、長野県司法書士会の常設電話相談の相続分野の相談件数は、昨年度、一昨年度と比較すると減少傾向にあります。法改正の前後は市民の皆さんも関心が高く、相続に関する相談需要も高い水準ではありましたが、現時点では、少し関心が薄れているのではないかと推測され、来年4月には施行から3年を迎え、多くの方が相続登記の申請期限を迎えることから、長野県司法書士会としてもより一層充実した活動を行っていくかなければと危機感を抱いている次第です。

本相談会＆勉強会は、南相木村のご担当者様のご協力により、住民の皆様にも相続登記の大切さを知っていただけた機会となりましたが、この流れを止めないためにも、長野県市長会、長野県町村会と締結した連携協定により、県内各市町村とより深い関係を築きながら、これらの問題を解決していくかなければならないと考えている所存でございます。

今後も長野県司法書士会は、様々な相談会や活動を計画し実施し、市民の皆様にも満足していただけるような法的サービスの提供に努めて参ります。

第9 当日の様子

